

平成19年12月18日開会

平成19年12月20日閉会

平成19年12月  
第4回定例会会議録  
(第2日12月20日)

小豆島町議会

平成19年第4回小豆島町議会定例会議事日程(第2号)

平成19年12月20日(木)午後1時30分開議

- 第1 議案第60号に対する総務常任委員会審査報告
- 第2 議案第68号. 平成19年度 小豆島町一般会計補正予算(第4号)  
(町長提出)
- 第3 議案第69号. 平成19年度 小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号) (町長提出)
- 第4 議案第70号. 平成19年度 小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号) (町長提出)
- 第5 議案第71号. 平成19年度 小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算  
(第1号) (町長提出)
- 第6 議案第72号. 平成19年度 小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号) (町長提出)
- 第7 議案第73号. 平成19年度 小豆島町水道事業会計補正予算(第1号)  
(町長提出)
- 第8 発議第7号. 地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定  
事項について (議員提出)
- 第9 発議第8号. 道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書の提出について  
(議員提出)
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について (内海ダム特別委員長提出)
- 第14 閉会中の継続調査の申し出について (交通問題特別委員長提出)

開議 午後 1 時30分

議長（中村勝利君） こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ18日に引き続きお集まりくださりましてありがとうございます。

本日は、12月18日に各常任委員会へ付託しました議案の委員会審査報告を初め、補正予算及び議員提出による発議などが提案されております。

なお、本日の議事日程等につきましては、12月11日開催の議会運営委員会で決定したものであります。審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより会議を開きます。（午後 1 時31分）

直ちに日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりです。

会計管理者から発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。会計管理者。

会計管理者（松下 智君） 議案第60号の議案について、一部プリントミスがございましたので、訂正しておわび申し上げたいと思います。

上程議案集というのがございます。その11ページをお開き願います。よろしいでしょうか。11ページの上から4行目、括弧を閉じて「第204第1項」とありますが、「第204条」と「条」を挿入願います。よろしくお願いいたします。以上です。

~~~~~

#### 日程第 1 議案第 6 0 号に対する総務常任委員会審査報告

議長（中村勝利君） それでは、日程第 1、議案第60号に対する総務常任委員会審査報告を議題といたします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。井上委員長。

総務常任委員長（井上喜代文君） 小豆島町議会議長中村勝利殿。総務常任委員会委員長井上喜代文。

委員会審査報告書。

本委員会は、12月18日付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

- 1．委員会開催年月日。平成19年12月19日。
- 2．審査の経過。理事者から詳細な説明を受けた後、各委員より質疑、意見を求め、慎

重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第60号小豆島町債権の管理に関する条例について、原案のとおり可決するべきものと決定した。以上、報告いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第2 議案第68号 平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第3 議案第69号 平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第70号 平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第71号 平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第72号 平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第73号 平成19年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（中村勝利君） 次、日程第2、議案第68号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）、日程第3、議案第69号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第4、議案第70号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第71号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補

正予算（第1号）、日程第6、議案第72号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第73号平成19年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第68号、平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第4号）で追加補正をお願いいたします額は、3億3,143万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費38万5千円、総務費2億1,603万9千円、民生費1,577万7千円、衛生費2,375万1千円、農林水産業費307万2千円、商工費535万5千円、土木費5,172万9千円、消防費171万8千円、教育費マイナス547万3千円、公債費1,908万5千円となっております。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第69号、小豆島町国民健康保険事業特別会計（第2号）、議案第70号、小豆島町介護サービス事業特別会計、議案第71号、小豆島町介護予防支援事業特別会計、議案第72号、小豆島町簡易水道事業特別会計及び議案第73号、小豆島町水道事業会計の補正予算の内容につきましても担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長（中村勝利君） 日程第2、議案第68号平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） ご説明の前に、議案番号を今ちょっと町長の方が不明確でございましたので、もう一度申し上げます。

一般会計補正予算が議案第68号でございます。それから、国保会計の補正が議案第69号でございます。それから、介護サービス事業会計の補正が議案第70号、それから介護予防支援事業会計が議案第71号、それから簡易水道会計につきましては議案第72号、それから水道会計につきましては議案第73号ということになっております。よろしく申し上げます。

よろしいでしょうか。それでは、平成19年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

63ページをお開き願います。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,143万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億1,877万7千円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。67ページをお開き願います。地方債の追加でございます。まず、県営高潮対策事業負担金780万円でございますが、これは当初は一般財源で対応しておりましたが、申請の結果、合併特例債が適用になりましたので、借入れをするものでございます。次の、植松都市下水道建設事業3,110万円でございますが、これにつきましては先般新設する安田ポンプ場の地元説明会を開催した結果、近隣住民からの同意が得られ、設置場所の地権者から早期買収の意思表示がありましたので、国へ今年度事業費の増額を要望し、用地買収及び損失補償を行うものでございます。補助欄に合併特例債を充当しております。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書によりご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。5ページ、6ページをお開き願います。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目1節保健衛生費負担金20万4千円でございます。これは、基本健康診査の受診者数の増によるものでございます。負担割合は、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1となっております。

同じく2項国庫補助金、3目2節都市計画比補助金2,184万円ですが、これは先ほど地方債の補正のところで説明いたしました植松都市下水道建設事業の増に伴うものでございます。補助割合は40%ということになっております。

15款県支出金、1項1目1節社会福祉費負担金188万7千円ですが、これにつきましては障害者自立支援臨時特例交付金事業の実施によるものでございまして、障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和のため、県に積み立てた基金により行う事業で、事業者に対する激変緩和のための事業のほか、新法への移行のための緊急的な措置として19年度、20年度で実施するもので4事業に対するものでございます。補正対応となりましたのは、県の要綱が3月に制定されたためでございます。

同じく、2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金20万4千円でございますが、国庫負担金のところで説明いたしましたとおり、基本健康診査の受診者の増によるものでございます。県の負担3分の1部分でございます。

同じく、2項県補助金、1目1節総務管理費補助金ですが、83万7千円、これにつきましては自主防災組織結成促進等補助金で、安田自治会の非常用持ち出し袋の購入、迎地自治会の防災資機材の購入に対する県補助金でございます。2分の1の補助ということになっております。

同じく、2目1節社会福祉費補助金20万7千円で、1の隣保館運営費補助金7万5千円ですが、これは給与改定による人件費の増に伴うものでございます。2の障害者自立支援

臨時特例補助金13万2千円ですが、これは法の施行に伴い、一時的に必要となる制度改正のためのシステム改修等に対する助成でございます。当初予算で計上しております福祉システム事業の消耗品、備品購入に充当するものでございます。補助率は10割、100%となっております、定額でございますが。同じく、2節児童福祉費補助金36万3千円ですが、これは母子家庭医療費の増によるものでございます。

同じく、4目1節農業費補助金45万8千円で、1のグリーンツーリズム推進事業費補助金50万円ですが、これは県より事業費の追加があり、オリーブ収穫祭や女子大生の収穫体験を補助対象に取り込み、オリーブ公園のイベント予算をハーブサミットの準備経費に充てるものでございます。2の担い手育成加速化事業費補助金13万円の減ですが、これは県より直接担い手育成支援協議会へ補助されることになったためのものでございます。3の農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金8万8千円ですが、推進事業費の追加割り当てがあったので補正するものでございます。

次に、16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金515万8千円ですが、これは各基金利子の確定によるものでございます。

次に、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金135万円ですが、国際フェリーから池田漁協へ寄付があったものでございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページをお開き願います。同じく、5目1節小学校費寄付金3万円ですが、苗羽小学校へ楽器購入の寄付があったものでございます。

次に、18款1項2目1節減債基金繰入金1億円の減でございますが、これにつきましては9月議会においてご説明申し上げました、決算の概要説明の中でお願い申し上げました財政融資資金、簡保資金の保証金なし繰上償還制度に基づき、繰上償還を行うものでございます。これは、国における平成19年度の地方財政対策の柱の一つとして打ち出されたもので、平成19年度から平成21年度までの臨時的特例措置として3年間で5兆円の規模で公的資金の保証金なしの繰上償還を行い、高金利、5%以上の金利でございますが、の地方債の公債費負担を軽減しようとするものでございます。ご承知のとおり、我が町におきましては毎年の公債費負担が10億円を超え、起債残高につきましても18年度末で79億5千万円となっております。これは当初予算額、19年度の当初予算額を超えております。決してよい状況とはいえません。そこで、この制度を利用し、決算剰余金の一部を減債基金に積み立て、繰上償還を行うことにより公債費負担を軽減し、財政の健全化を図っていきたいと思っております。具体的には、当初予算に計上しています減債基金からの繰り入れの1億円を取りやめ、後で出てきますが、25ページ、26ページの繰上償還の財源には決算剰余

金の繰越金を充当いたしまして、9ページ、10ページの積立金においても繰越金を充当し、減債基金に2億円を積み立てようとするものでございます。

同じく、3目1節中山間地域振興基金繰入金7千円ですが、この基金につきましては平成15年度に国、県、町で基金を積み立て、平成19年度までの5年間、オリーブ振興のソフト事業を実施しているものであり、平成19年度が最終年度となるため、基金残高全額を繰り入れし、事業を実施するものでございます。

同じく、11目1節文化財保護育成基金繰入金13万円ですが、重要有形民俗文化財である中山の農村歌舞伎の舞台、これの南側のカヤぶき屋根が腐朽しております。そして、舞台裏の楽屋部分に雨漏りが生じていることが判明したため、早急に応急措置をする必要があり、町文化財補助要綱に基づき補助するため、繰り入れをするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節繰越金3億5,411万5千円ですが、今回の補正による一般財源不足額をここで対応をしております。

次に、20款諸収入、5項1目1節集団検診徴収金308万9千円でございますが、これは受診者の増によるものでございます。同じく、3節雑入265万9千円でございますが、その中で1の農業者年金業務委託手数料12万9千円ですが、事務費内示額の増によるものでございます。2のオリーブ苗木購入者負担金12万5千円は、苗木購入者の増によるものでございます。3の自主防災組織結成促進等事業負担金88万1千円ですが、県補助金のところで説明いたしました安田自治会、迎地自治会が実施する事業の地元負担金でございます。4の防災行政無線移転補償金92万4千円ですが、これは県道田浦坂手港線の道路整備事業により、田浦地区の防災行政無線を移転する必要が生じたため、補償金の受け入れを行い、移転工事を実施するものでございます。5の内海中学校建設工事光熱水費業者負担金60万円ですが、工事事業者が使用した電気、水道料金についてここで受け入れをするものでございます。

次に、21款町債、1項4目2節港湾債780万円、3節都市計画債3,110万円ですが、先ほど地方債の補正のところでご説明申し上げましたので省略いたします。以上、歳入の補正額合計は3億3,143万8千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお開き願います。歳出全般にわたることでございますが、毎年12月議会において人件費の補正をお願いしております。今年は、人事院勧告による給与の改定と当初予算措置後の人事異動による増減の補正でございます。

各費目に人件費の補正が出てまいりますが、説明は省略させていただきます。なお、人

件費全体の補正額は758万8千円の減ということになっております。

それでは、2款の総務費からご説明申し上げます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費、25節積立金14万4千円ですが、人材育成基金利子の確定により積み立てを行うものでございます。

同じく、6目財産管理費、11節需用費178万5千円ですが、これは保健センターのシロアリ被害跡の幅木、ドア枠等の修繕料でございます。

同じく、10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金80万9千円ですが、これは神懸通地区街路灯整備に対し、旧内海町と内海ダム開発地元対策協議会が締結した協定により、補助するものでございます。

同じく、13目防災諸費、15節工事請負費92万4千円ですが、歳入のところでご説明申し上げました県道田浦坂手港線の道路整備に伴い、県の補償金により防災行政無線の移転工事を実施するものでございます。

同じく、15目諸費、23節償還金利子及び割引料593万6千円ですが、法人町民税の還付金でございます。

同じく、16目財政調整基金費、25節積立金2億336万1千円ですが、その中で1の財政調整基金積立金は利子の確定によるものでございます。2の減債基金積立金につきましては、利子の確定による積み立てと歳入の繰入金のところの説明いたしました公的資金の保証金なしの繰上償還の財源と、毎年の公債費の財源に対応するため2億円を積み立てるものでございます。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお開き願います。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、23節償還金利子及び割引料3万6千円ですが、これは18年度分民生委員活動費等負担金、これのもらい過ぎ分の返還金でございます。

同じく、2目老人福祉費、7節賃金85万7千円ですが、これは平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まるわけでございます。その準備作業に対応するため、臨時職員を雇用するものでございます。

めくっていただきまして、13ページ、14ページをお開き願います。同じく、4目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金168万4千円ですが、歳入のところでご説明申し上げました障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和のための事業でありまして、事業者に対する補助で、通所施設において利用率を上げるために送迎のサービスを行っている事業所にその費用の一部を補助するものでございます。対象事業所はひまわりの家、それから白鳥にあります白鳥園となっております。同じく、20節扶助費315万4千円で、1の事業運営

円滑化事業43万6千円についても激変緩和措置でございまして、事業者に対する補助で、旧法での施設サービスが月額単位で利用人数に対して支払いがなされておりましたが、自立支援法では利用日数での支払いに変わったため、利用率の低い施設では収入が減少し、経営が苦しくなっております。その対策として、旧法で実施していたときの90%までの収入を保障しようとするものでございます。対象事業所は朝日園、ふじみ園、はくちょう作業所、それからサン未来の4事業所となっております。2の介護給付費232万1千円ですが、障害者自立支援法に係る介護給付費のうち、介護サービスうちのみ、介護サービスいけだ利用分につきましては、繰出金で処理しておりましたが、9月利用分から国保連合会を介しての給付となったため、繰出金から扶助費に組み替えをするものでございます。3の就労意欲促進事業25万7千円についても、激変緩和の一つでございまして、授産施設における自己負担額の算定で、18年度は工賃収入の控除がなかったため、利用者負担が工賃を上回る事態となったため、19年4月から工賃収入の控除が導入されております。この事業で18年度の工賃控除対象分を返還するものでございます。対象者は朝日園の1名ということになっております。4の筋ジス者の激変緩和措置事業14万円ですが、これは自立支援法施行前に進行性筋萎縮症者療養等給付事業で措置されていた方が、自立支援法の施行に伴い利用者負担が増加したことに対し、2年間に限り従前の利用者負担の2倍と現在の医療部分とサービス部分の負担額を合計したものの差を給付するものでございます。国立療養所徳島病院に入院されている方が対象となっております。同じく、23節償還金利子及び割引料562万8千円ですが、これは18年度国庫負担均等のもらい過ぎ分、これの返還金でございます。同じく、28節繰出金232万1千円の減でございますが、先ほど説明いたしました扶助費との組み替えによるものでございます。

同じく、2項3目母子福祉費、20節扶助費72万7千円ですが、母子家庭医療費の増によるものでございます。

15ページ、16ページをお開き願います。4款衛生費、1項2目予防費、13節委託料1,534万3千円ですが、これは基本健診、各種がん検診者の増によるものでございます。

同じく、5目斎場管理費、11節需用費55万5千円ですが、これは吉田斎場の燃料タンクから油の漏れが見つかり、その取りかえ修繕を行うとともに、消防法に基づき屋根つき防火設備を設置するものでございます。

同じく、3項2目簡易水道費、28節繰出金1,471万6千円ですが、これは一般会計と同様に簡易水道会計においても公的資金の保証金なしの繰上償還を行うもので、ルールに基づき償還の2分の1について繰り出しを行うものでございます。これにつきましても、

7%以上の部分2件ということになっております。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費、11節需用費11万3千円、それと12節役務費1万6千円ですが、これは農業者年金業務委託金が増額になったものに対応するものでございます。

めくっていただきまして、17ページ、18ページをお開き願います。同じく、8目農業経営基盤強化促進対策事業費、19節負担金補助及び交付金13万円の減ですが、これは担い手育成加速化事業県補助金が担い手育成支援協議会へ直接交付されることになったため、減額するものでございます。

同じく、9目特定農山村総合支援事業費13万5千円ですが、本町では平成10年度からオリーブ苗木の配付を始め、栽培面積の拡大を図ってきた結果、生産量は増加傾向にあります。しかしながら、加工企業の需要にはこたえられてない状況でございます。現在、オリーブの苗木配付希望者が多く、生産拡大につなげるため予算の組み替え等を行い、11節需用費を増額し、苗木配付事業を増加させるものでございます。

同じく、15目農地・水・環境保全向上対策事業費8万2千円ですが、営農活動実施地区に20万円の営農基礎活動支援交付金が増加となったため、9節旅費、11節需用費、19節負担金補助及び交付金を増額補正するものでございます。また、19節につきましては、当初負担金の名称で行っていたものを交付金に名称変更するものでございます。

同じく、3項1目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金135万円ですが、歳入のところでもご説明申し上げましたが、国際フェリーからの寄付金を池田漁協へ補助するものでございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費、25節積立金39万1千円ですが、各基金利子が確定いたしましたので、当初との差額を積み立てするものでございます。

めくっていただきまして、19ページ、20ページをお開き願います。同じく、オリーブ振興費100万円ですが、これは歳入のところでご説明いたしました、グリーンツーリズム県補助金が増加となりましたので、オリーブ収穫祭や女子大の収穫体験を補助事業に取り込み、オリーブ公園のイベント予算を軽減し、それをハープサミットの準備経費に充てようとするものでございます。

次に、8款土木費、4項2目港湾建設費につきましては、地方債の補正のところでご説明を申し上げましたとおり、合併特例債の適用となりましたので、財源内訳の変更を行うものでございます。

同じく、6項3目都市下水道建設費、これも地方債の補正のところでご説明しましたと

おり、植松都市下水路整備建設事業における新ポンプ場用地の買収費と損失補償費の計上、またそれに伴う事務費を計上するものでございます。

めくっていただきまして、21ページ、22ページをお開き願います。9款消防費、1項3目消防施設費、11節需用費104万2千円、それから18節の備品購入費67万6千円、これも歳入のところでご説明申し上げましたが、安田自治会、迎地自治会から要望を受けていた自主防災組織結成促進等事業が採択となったため、安田自治会については非常用持ち出し袋の購入、迎地自治会については資機材の購入を行うものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、7節賃金69万1千円の減でございますが、これは当初予算において単独で2人分の講師賃金を計上しておりました。福田小学校の1人が県負担講師となり、星城小学校に特別支援講師が、池田中学校に家庭科講師が必要となったため採用を行い、現予算で対応すべく池田中学校の家庭科講師に必要な賃金を減額し、中学校費に振りかえを行うものでございます。同じく、12節役務費32万円ですが、これは電話料金が不足するため、補正をするものでございます。

同じく、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金3万円ですが、これは苗羽小学校の楽器整備に対する寄付を補助するものでございます。

同じく、3項中学校費、1目学校管理費、7節賃金69万1千円については、先ほど説明いたしました池田中学校家庭科講師の賃金でございます。同じく、11節需用費133万2千円ですが、内海中学校校舎がほぼ完成し、来年1月から新校舎へ移転するわけですが、電気料金に不足が生じるため、補正を行うものでございます。

同じく、2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金58万6千円ですが、各種大会補助金が不足するため、補正するものでございます。

めくっていただきまして、23ページ、24ページをお開き願います。同じく、6項社会教育費、7目文化財保護費、19節負担金補助及び交付金13万円ですが、歳入のところでもご説明申し上げましたが、中山舞台の屋根修繕に対する補助金でございます。

同じく、7項保健体育費、2目学校給食費、7節賃金181万4千円ですが、これは給食調理員等の賃金不足によるものでございます。同じく、11節需用費24万8千円ですが、燃料費の高騰によりボイラーの重油代が不足するため、補正をするものでございます。

めくっていただきまして、25ページ、26ページをお開き願います。同じく、海洋センター費、19節負担金補助及び交付金9万7千円ですが、これにつきましてはB & G財団より舟艇機材の再配付の募集がありましたので、老朽化の激しい海洋センター所有の救助艇を更新し、安全体制の充実を図るため、救助艇取得負担金を計上するものでございます。こ

れは、救助艇につきましては11%の負担、したがって89%の補助があるということでございます。それから、船外機につきましては21%ということで、79%の補助、これで購入できるということでございます。

次に、12款公債費、1項1目元金、23節償還金利子及び割引料1,903万5千円ですが、歳入のところでご説明いたしました公的資金の保証金なしの繰上償還が平成19年度から21年度までの臨時的特例措置として実施できることになりましたので、利率7%以上のものを5件償還するものでございます。以上、歳出補正予算総額3億3,143万8千円となっております。

これで、一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番秋長議員。

1番（秋長正幸君） 19、20の目で言う都市下水路の建設の関係でございますが、非常に地元のご了解を得て、少し前倒しというんか、本年度に土地の購入ということで出ておりますが、そういうことであれば、これから土地の購入が早くなれば事業の進捗状況、それによって最終的な事業の完成等の見込み等についてお伺いしたいと思います。その前には土地の地権者の数と、それから面積、それから損失補償ということが出ておりましたが、どういうものに対して補償金を出すのか、それからあと大体国庫補助が4割についておりますが、これから上屋というか建物等々にかかってくると思うんですが、将来とも約4割の補助があるのか、県費の助成が今回ないんですが、上乘せの県費はないのか、こちら辺をちょっと教えていただけたらと思います。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） まず初めに、購入します土地につきましては、内海庁舎からB & Gの総合運動公園の方へ向かいまして、内海港運の裏側、内海大橋を渡る手前の左側にほぼ正方形の空き地があります。その土地でございます。土地の所有者は1名、所有者は豊中市の水谷実業株式会社の所有でございます。番地で言いますと、安田字植松甲144番地216の土地でございます。地目は宅地、面積は1,063.18平方メートルです。

それと、補償する物件は、屋敷の4面をフェンスで囲っております。そのフェンスの補償費でございます。

それから、県費補助がないということでございますけど、この事業につきましては国費の40%の補助のみで、県費の上乗せ補助はございません。

それと、用地買収を前倒ししたことによりまして、全体の事業予定といいますか、早まるのかということでございますけど、5千万円大きな金で用地買収はするんですけど、それで今年度当初には用地買収は見込んでいなかったんですけど、先ほど企画財政課長の方の説明からもありましたけど、交渉の過程で売るからには早くしてほしいということで、急遽国の方とも交渉しまして、今年度の補助対象枠をふやしていただきました。ふやしていただいて、用地買収を買うものでございますけど、全体事業費からいけば5千万円はそう大きな率でございますので、今の時点でその土地を早く前倒して購入したから全体の事業費が短縮できるかどうか、そこらまでは確認できません。ほとんど変わらない状態だと思います。

議長（中村勝利君） 3番森口議員。

3番（森口久士君） 22ページの小学校管理費の役務費の電話代の不足と、それから24ページの学校給食費の調理員の賃金不足ということで、両方とも不足ということが出てきたんですが、この分についてのもっと細かい説明をお願いします。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） まず、電話代なんですけれども、まことに恥ずかしい話なんですけれども、当初予算の要求時ですけれども、財務会計への入力ミスでございまして、池田小学校分で月額3万3千円と入力をすべきところ、3万円飛ばしまして3千円と入力いたしておりましたので、月額3万円の不足をするということで、今回3万円の12カ月ということで補正をお願いをしておるところでございます。まことに申しわけございませんでした。

それからもう一点、学校給食の賃金なんですけど、これにつきましても当初予算時のミスでございまして、パート職員の賃金、給食の搬送員、パート職員を雇用しておりますけれども、それにつきましてもパート職員で搬送員、それから調理員1名、各1名ずつなんですけれども、それにつきましても要求漏れということでございました。大変申しわけございませんでした。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。7番安井議員。

7番（安井信之君） 中学校費の光熱水費の件なんですけど、この光熱水費に関するものとしてどういうふうなのが、空調関係までもこれで見るとな形になるのか、ただ新たに出てきた部分で電気代的な部分でのあれなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 当然、光熱水費の中には空調費も入ります。今回補正を

お願いしておりますのは133万2千円ということで、3カ月分ですから、その単純に4倍かというふうに考えがちなんですけれども、歳入の方で60万円業者負担がありますので、その60万円を差引いた差額分の3カ月分、その4倍が1年間でふえるというようなことになろうかと思えます。ただ、現時点でどれだけ必要なかというのは、今のところわかっておりません。参考までに、来年度の、新年度の予算要求の状況を申し上げますと、19年度が月額23万円の電気代でございまして、それを今大方倍の月額45万円で要求をしておるところでございます。水道料につきましては、現在19年度と同額で月額7万円ということで要求をしておるところでございます。空調機を設置しておりますので、当然電気代は高くなるんですけれども、今できるだけ経費の節減にということで、学校の方、それから中電さんといろいろ協議をして、できるだけ節減に努めないかということで、今ちょっと協議をしておるところでございます。以上です。

議長（中村勝利君） 7番安井議員。

7番（安井信之君） 空調関係なんですけど、言うたらほかの学校なりが設備が全部できていません。その中で、できるところだけそういうふうな形でやるというのはどうなのか。言うたら、それぞれの小学校なりではそういうふうな経費が生じてきていないのに、今回新しくなった分は全部空調がついてますから、その辺は平等性といいますか、その辺がどんなんですか。言うたら、都会の方やったらそういうふうな部分は自己負担的な部分で考えておるとか、そういうふうなことがあると思いますが、その辺はどんなんですか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 保護者の負担ということは現時点では考えてございません。それから、施設のないところと新しいところで不平等、不均衡が生じておるのではなからうかというようなご質問なんですけれども、新校舎を建設するに当たりまして、建設検討委員会の中でもいろいろ議論がございました。そういう中で、空調、クーラー、エアコンについてはもう一般家庭でも普及をしておるのだから、今回の新校舎建設に当たっては整備をしようということで整備をしたという経緯もございまして、ですから古い校舎も準じてそれに合わせて整備をしていこうというところまでの考えも今のところはございません。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。16番中江議員。

16番（中江 正君） 各地区、自治会で自主防災組織を結成しとるわけですけど、今のところ小豆島町内で結成されている地区が1つと、それと補助金の関係ですけど、せつ

かく結成したんで、リーダー研修会とかいろんな分野にわたって地元で組織をつくってるところはいろいろ相談をして、また予算を計上してやっているわけですけど、どのあたりまで補助をしていただけるのかお聞きしたいと思います。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 自主防災組織の結成につきましては、内海は100ということで、池田を重点的にお願いをしておるわけございまして、池田もこの迎地で何件目ですか、4つ目ですか、吉野はもうできてます。北地ができました。それで、18年度の当初予算から自治会への助成金ということで、ご承知のようにいろんな課から出ておったのを一本化して自治会にお渡しをして、使い道についてはもうこちらの方から制限をしないということで渡してはいますが、その中に上乗せで400万円財政の方をお願いをして、18、19、20と少なくとも3カ年は400万円ずつ自主防災組織の育成、結成ということの助成にということで乗せてもらっております。ですから、そのお金で各自治会でいろんな資機材を、結成しておるところは資機材を充実したり、あるいは結成のための相談のお金に使ったりいろいろされておると思います。このほかに、今補正をしたような県費の2分の1補助を利用しまして、今回のように非常持ち出し袋とか資機材とか、そういったものを整備するのに地元にも2分の1ご負担をいただきますけど、県費の2分の1をとってくるもの、あるいは防災コミュニティーということで、宝くじの助成を申し出て当たればというような、そういったことでしておりますし、結成されておるところにつきましては、これも県の消防防災課がやっております。今おっしゃられた指導者の養成、1泊2日で消防学校で養成講座がありますが、これにもことしも蒲生自治会の方から参加もいただきましたし、熱心に皆さん取り組んでいただいております。答えになったかどうかわかりません。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 先ほどの質問との関連で伺います。

教育課長の方からは、池中などに対しての整備については考えていないとしないというふうな考え方述べられたんですが、やはり合併して同じ生徒が町内で、生徒が受ける施設の公平性や平等性からいったら、それはやはりきちっと池中においても施設を改修していただくと、クーラーなりをつけるというふうなことは、やっぱりごく自然の妥当な考え方じゃないかと思うんですが、その点についてどうなんでしょうか、見解を再度伺います。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 私が申し上げましたのは、計画的に順次整備をしていく

という考えはありませんということをお申し上げました。予算要求の時点で、今この時点で申し上げていいのかどうか、ちょっと私の判断ではあれなんですけど、私の今の予算要求の状況を申し上げますと、池田中学校につきましては夏場、補習授業であるとか、そういったところで使用頻度の高い教室に2教室整備をしようというようなことで予算要求をさせていただきます。全教室にという、計画的にという整備の計画はないということをお申し上げました。以上です。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 計画的にもされてないというのは、私はとんでもない話だというふうに思います。当然計画的にしてほしいと思うし、学校、池中の方の現場の方からは予算要望は来てないんですか。要望来てないんでしょうか。私は、そういうふうな話をちょっと耳には挟んでるんですけども、来年度に向けての予算要望はないんですか、なかったんですか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 学校の方からは当然全教室にという考えもあるんでしょうけれども、やはり町の財政状況等をお考えいただいたのか、先ほど申し上げましたように、夏場、使用頻度の高い教室にまず整備をしてもらいたいというようなことで、その要望を受けまして今予算要求しておるといところでございます。

議長（中村勝利君） 14番村上議員。

14番（村上久美君） 使用頻度の高いところ、どこですか。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 図書室と、あと多目的に使ってる教室とお聞きしているんですけども。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） 22ページの消防施設費のところ、自治会費のところを持ち出し袋というんが出て、個数がわかれば教えてほしいんですけど。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 非常持ち出し袋800個ということでございます。

（4番森 崇君「はい、結構です」と呼ぶ）

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。17番浜口議員。

17番（浜口 勇君） 20ページの土地購入費の5,260万円という土地価格の決定の過程はどういうふうになっておりますか。鑑定士の価格なのか、そこのあたりを聞きたいと

と思いますが。

議長（中村勝利君） 建設課長。

建設課長（池上 恵君） 結論からいえば、岡会計事務所に委託しました鑑定の価格ずばりでございます。それで、余談ですけど、交渉の過程で単価が一番問題になるんですけど、向こうも会社でございますので、経理上きちっとした鑑定に基づいて買ってくださいと、鑑定であれば文句も言いませんというような内容でしたので、さきの9月議会で鑑定委託料を補正させていただきまして、鑑定をその後すぐ行った結果でございます。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。2時40分再開。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

次、日程第3、議案第69号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第69号平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

68ページをお開きください。

平成19年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617万8千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,520万1千円とする。

それでは、補正予算の内容を説明書により説明いたします。説明書の31ページをお開きください。

7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正前の額は135万4千円、補正額が16万6千円で、合計152万円となっております。これは、国保財政調整基金の利子が当初予算の時点より利率が上がったことにより、基金利子を増額するものであります。

次に、9款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、補正前の額が千円、補正額が1,601万2千円、合計で1,601万3千円となります。これは18年度の一般被保険者の療養給付費の概算払いを精算した結果、国庫負担金の受け入れが超過交付になっていたために償還するものであります。18年度の繰越金から19年度に繰り入れるものであります。

次に、歳出の補正予算でございますけど、説明書の33ページをお開きください。

7款基金積立金、1項基金積立金、1目徴税费、補正額876万8千円でございますけど、これは高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、これから平成20年度から実施されます後期高齢者の医療制度と医療制度改革に伴います電算システムの改修する費用、委託料でございます。

それとその次に、9款諸支出金、1項財政調整基金積立金、補正前の額が135万4千円、補正額が16万6千円の増で、計152万円でございます。これは、先ほど歳入のところでも説明しました基金利子を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び償還加算金、3目償還金、補正前の額が1,881万5千円、補正額が1,601万2千円で、3,482万7千円となっております。先ほどの歳入のところでも説明しましたように、18年度の精算に伴い、療養給付費の国庫負担金の超過額をここで償還するものでございます。以上で歳入歳出の補正合計額は1,617万8千円で、国保会計合計で22億2,520万2千円となっております。これで国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第4、議案第70号平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康増進課長。

健康増進課長（谷本広志君） 議案第70号をご説明いたします。

70ページをお願いいたします。

平成19年度小豆島町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,459万円とする。

補正予算の内容でございますが、説明書により説明いたします。41、42ページをお願いします。

歳出から説明いたします。1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費、2節給料9万2千円、ケアマネ職員3名分の給与改定による補正でございます。

1款2項1目及び2目につきましては、財源内訳の更正でございます。

1款3項1目訪問看護事業費、3節職員手当等1万8千円、看護師2名分の給与改定による手当の補正でございます。以上、歳出の補正合計額は11万円でございます。

次に、歳入でございますが、39、40ページをお願いいたします。1款サービス収入、2項2目1節居宅支援サービス費収入9万2千円、これはうちのみヘルパー事業所の予防サービス費収入を増額するものでございます。次に、2節訪問看護居宅支援サービス費収入1万8千円、これは訪問看護の予防サービス費収入を増額するものでございます。この2件につきましては、給与改定に伴う歳出分を調整するものでございます。

次の3項以下の歳入でございますが、障害者自立支援法に係る障害者居宅介護給付費に関するものでございます。先ほど一般会計の中で、石田課長の方から説明がございましたが、平成19年9月請求分までは給付費は住民福祉課の障害福祉費から直接繰入金として収入してまいりましたが、10月請求分から厚生労働省の通知によりまして、国保連合会を介しての給付となったために、一般会計からの繰入金を減額補正し、同額を7款1項2目障

害者居宅介護事業収入の新目を起こし、同額をそのまま計上するものでございます。

以下を説明いたします。1款3項1目1節訪問介護費自己負担金収入、マイナス37万6千円、これはうちのみ、いけだのヘルパー部門の障害者利用者からの1割の個人負担分を減額補正し、それを7款1項2目2節の利用料として収入するために組み替えするものでございます。

次に、5款1項1目2節障害者居宅介護支援事業繰入金232万1千円、これにつきましても障害者居宅利用分について、一般会計からの繰入金を7款1項2目の方へ組み替えするものでございます。

次に、7款1項2目1節の232万1千円、2節の37万6千円は制度改正により、先ほどの額をこの節で計上するものでございます。以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第70号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第5、議案第71号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。住民福祉課長。

住民福祉課長（合内昭次君） 議案第71号平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

72ページをお開きください。

平成19年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算補正額。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万5千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,228万7千円とする。

それでは、補正予算の内容を説明書により説明いたします。説明書の47ページをお開きください。

歳入でございますけど、歳入は5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額は0でございます。補正額を5万5千円で、計5万5千円の補正でございます。これは、職員の給与改定による人件費の不足分を補うもので、18年度の決算によって黒字になったものを19年度において繰越金として受け入れるものでございます。

次に、歳出の補正でございますけど、説明書の49ページをお開きください。

1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、補正前の額1,223万2千円、補正額5万5千円、計1,228万7千円でございます。これは、先ほど歳入のところで説明しましたように、要支援のケアプラン作成するための保健師2名の給料を計上しております。給与改定によりまして、不足分5万5千円を計上するものであります。以上、歳入歳出の補正額は5万5千円で、介護予防支援事業費会計は1,228万7千円となっております。これで、介護予防支援事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第6、議案第72号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 議案第72号平成19年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の74ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ3,079万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,750万1千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書の説明書の57ページ、58ページでご説明をいたします。

1款1項1目2節の給料を2万4千円、3節の職員手当を1万8千円、19節の負担金補助及び交付金を132万4千円、3款1項1目23節の償還金利子及び割引料を2,943万2千円増額補正しようとするものでございます。

補正の理由につきましては、1款総務費では人事院勧告による給与関連の増額補正でございます。負担金につきましては、旧池田町の中山地区では湯船山の湧水を水源として、昭和34年から簡易水道で水道用水を供給しておりますが、これまで処理能力が不足しての断水、また濁りなどの対応に苦慮をしておりました。この敷地の中には、昭和58年度に地元の有志の方々が農業関連の補助を受けて設置をした中山湯船貯水槽がありましたので、地区内での協議を経て、平成2年度からは簡易水道施設の沈殿池として、また貴重な原水の貯水施設として利用をいたしておりました。しかし、ことしになって一部の地区住民から、補助事業での施設を目的外に利用しているのご指摘があり、香川県と協議の結果、水道施設として利用をしている補助金相当分は返還せざるを得なくなりました。このため、施設を管理をいたしている中山湯船水利組合に対し、返還負担金として支払うため、増額するものでございます。

3款の公債費では、これまでに橘、福田地区での施設改修に伴う事業費の一部は、簡易水道事業債で対応してまいりましたが、今年度から事業体の利息負担の軽減を図るため、事業運営での合理化等一定要件を満たせば保証金が免除され、繰上償還できる制度が創設されましたので、今年度につきましては7%以上の利払いをしている起債を繰上償還するため、増額するものでございます。なお、財源につきましては、前のページになりますが、起債の償還は一般会計、水道会計からの繰入金で、その他については繰越金から充当しようとするものでございます。以上、簡単ですが、議案第72号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

議長（中村勝利君） 次、日程第7、議案第73号平成19年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 議案第73号平成19年度小豆島町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の76ページをお願いいたします。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額の一部を補正するものでございます。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額の一部を補正するものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の最後のページになりますが、60ページでご説明をいたします。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費では46万2千円、また1款資本的支出、1項建設改良費、5目内海ダム再開発費では14万8千円の増額補正をしようとするものでございます。

補正の理由につきましては、人事異動、昇格により当該費目中の給与総額が増額したことによるものでございます。

次に、1款資本的支出、5項投資、1目簡易水道貸付金では、1,471万6千円の増額補正をしようとするものでございます。

補正の理由につきましては、先ほどご説明をいたしましたが、簡易水道会計においては過去に高い利率の起債借入れをいたしておりましたが、償還金免除での繰上償還制度が創設されましたので、この財源を水道事業会計から貸し付けを行えるよう補正するものでございます。このことにより、簡易水道会計では約500万円の利息軽減が図れ、水道事業会計では内部留保資金で約80万円の運用益が確保できる試算となっております。このた

め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1,486万4千円につきましては、議案書の76ページに記載をいたしておりますが、過年度分損益勘定留保資金により補正するものでございます。なお、76ページの第3条のこの2行目でございますけれども、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、17万7,965円になっておりますけれども、「千円」が抜けております。申しわけございません。以上で議案第73号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。14番村上議員。

14番（村上久美君） 水道事業会計の方から簡易水道の方への貸付金ということで歳出されとります。これは、将来の方向性からして、その貸し付けの終了というものはどのような状況になるのでしょうか、どのように考えているのでしょうか。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（堀田俊二君） 我々としても財政とも十二分に協議をさせていただいて、高利の繰上償還するについては財源不足を当然生じるということで、起債の借りかえ、市中からの一時借り入れ等を検討いたしましたけれども、地方公営企業法の第18条の2条で出資できるという文言がございました。それによりまして、今回は7%以上の分を簡易水道会計へ貸し付けをいたすものでございますけれども、償還残がこの部分についてはあと5年でございますので、5年間で返還をいただくというような予定にいたしております。なお、平成20年度についても一部繰上償還、一般会計も同じでございますけれども、ございますので、20年予算についても同様な内容をご提案させていただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 発議第 7 号 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項について

議長（中村勝利君） 次、日程第 8、発議第 7 号地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8 番井上議員。

8 番（井上喜代文君） 発議第 7 号地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項について。

上記の案件を地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 19 年 12 月 20 日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員井上喜代文。賛成者、賛成者、同安井信之、賛成者、同植松勝太郎。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項の一部改正。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による小豆島町長専決処分指定事項。

平成 18 年 5 月 11 日決議。第 6 項の次に、次の 1 項を加える。

7、町債権の価格が 140 万円以下である使用料及び手数料等の滞納に起因する訴えの提起、和解及び調停に関すること。

附則。この決議は公布の日から効力を生ずる。

提案理由。小豆島町の債権の管理に関する条例が提案されたことに伴い、輕易な事項についてまでも議会の決議を付することは非能率であるという考えに基づき、簡易裁判所訴訟価格 140 万円までを町長の専決処分指定事項とするものである。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第 7 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 7 号は原案どおり可決さ

れました。

~~~~~

日程第9 発議第8号 道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書の提出について

議長（中村勝利君） 次、日程第9、発議第8号道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 発議第8号道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書の提出について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成19年12月20日。小豆島町議会議長中村勝利殿。提出者、小豆島町議会議員植松勝太郎。賛成者、同井上喜代文、賛成者、同安井信之。

道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書。

道路は地域住民の生活や産業、経済活動を支える最も重要な社会資本であり、島嶼部に位置する本町では、その整備に町民から強い期待が寄せられている。特に、島嶼部であるがゆえに、島内を循環する唯一の国道、県道は異常気象による土砂崩れ等により、幾度となく通行どめを余儀なくされ、島民生活や町の基幹産業である食品産業や観光産業は大きな打撃を受けてきた。また、小豆島町内にはまだ片側1車線や歩道が確保されていない国道、県道も多く、町道に至っては人口が1万7,000人弱の町内に593路線、延長にして218キロメートルもあり、最小限の道路改良や最低限の維持管理さえ困難な状況にある。このようなことから、昨年の2町合併に伴い策定した小豆島町総合計画の中でも財政厳しい中ではあるが、旧町間の早期一体化と均衡ある発展、また地域産業の活性化を目的とし、安全で安心できる道路整備を推進しようとしている今般、昨年未の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、道路の中期計画の素案が示されたところであるが、国におかれては地方の道路整備の必要性、重要性を深く認識され、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

1、道路の中期計画を確実に達成するため、道路特定財源諸税の暫定税率を10年間延長すること。

2、地方が真に必要としている道路整備が滞ることなく着実に進むよう、貴重な財源である地方の道路特定財源を維持するとともに、地域の生活に密着した道路整備が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続、充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月20日。香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長。以上。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。14番村上議員。

14番（村上久美君） つい二、三日前には新聞の世論調査の報道が出されておりました。世論の声は75%が今回の道路特定財源の暫定税率の見直しについては、延長については反対という、そういう声が出されておりました。今、原油高騰の中で、本当に生活、家計に直撃しているさまざまな問題があります。そういう中で、真摯にやはり小豆島町議会の今回の発議であります、受けとめるならば、この意見書というものは撤回すべきだろうと、取り下げるべきだろうというふうに思うわけです。そういう世論の声に対して、どのように受けとめておられるのか。それでもなおかつ、今回出すのかという、そういうことについて提案者に対して伺います。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 私はその新聞等の報道というのは見ておりませんが、我々の生活する中で、この田舎の道路というのが、これがもう少し整備されれば、とにかく観光面にしてももう少し都会からのバス、それから観光客、車等での来島者というんですか、観光客等もふえるだろうと思われるし、先ほどのこの意見書の中でも言いましたように災害等、それから通行どめとかそういうような部分が非常に多い。都会の平地で道をつくるというふうな状況と、我々の島嶼部でいわゆるもう片側では山があるでと、片側に海があるでというような感じで道をつくってる中で、これ災害云々というのがもう幾度となく繰り返されてきております。ですから、私どもの方としては当然特定財源の部分を、そりゃ一般財源化するという必要部分があるとは思いますが、全部が全部じゃなくて、やっぱりこういう島嶼部、特別なところは国や県やそういうところに頼らざるを得んのかなと私は思っております。それで、この意見書を提出するわけでございます。

また、暫定税率にしても、平成19年度で失効するという事になっておりますので、これはやっぱりもう少し長く10年間やっていただいて、我々のところへそういう税の配分が来るようにということをしなければ、道路の維持管理、これもとてもじゃないけどもできないものと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。4番森議員。

4番（森 崇君） これはこれで結構なんですけども、道を云々するんであれば、船

もとまってることから考えると、前向きというのであれば、そういうことについてもどう考えておられるか、これはこれで私も反対ではありません。それを一言お伺いしたいと思います。

議長（中村勝利君） 10番植松議員。

10番（植松勝太郎君） 海も道やないかと、436号が国道であって、高松から姫路の陸上部まで続いているというのは、これは事実でございますが、それを小豆島だけでいうんじゃなくて、森議員にも説明しましたように、とにかく小豆島全体一つになって、そしてまた香川県で、そしてまた瀬戸内海で、そして全国の島嶼部が声を上げていくんだというふうな部分をつくっていかなければ実現できないんじゃないかなと思っておりますので、皆さん方の協力を得て、そういうふうな方向へ、できれば町長やそれから担当の課長等も相談しながら、そういうふうな声を出していきたいとは思いますが、それには今言いましたように実現できなければなりませんので、それにはまたそれぞれが力をかしていただきたいと思っております。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方から発言を許します。14番村上議員。

14番（村上久美君） 住民の生活道路について、安全で安心できる道路整備の必要性はありますが、生活者住民が求める道路整備と自民党の真に必要な道路を整備するとしていく間には大きい落差があります。道路整備5カ年計画など、初めに建設ありきのやり方は特定財源とともにむだ遣いの温床となってきました。道路特定財源を一般財源化することについては、石弘光前政府税調会長さえ、他の先進国も全部一般財源化していると述べているように、税金を道路に流し込む制度をやめて一般財源にすることは時代の要請です。本当に必要な道路は一般財源でもつくれます。道路特定財源の暫定税率延長は、あくまで臨時措置をとっての税率を、なおかつ本来高い税率を上乗せしている暫定税率をさらに10年間延長することは、財務省、国土交通省、道路族のねらいであり、道路特定財源の仕組みを固定化するものです。新聞報道による世論調査では、暫定税率維持に反対の声が75%あります。民意に反するような意見書は提出すべきではないと考えます。以上のことから、道路特定財源諸税の暫定税率延長を求める意見書には反対をいたします。

議長（中村勝利君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。8番井上議員。

8番（井上喜代文君） 私は、賛成の立場で意見を申し上げます。

今回の意見書は、これまでに旧内海町議会、旧池田町議会、また小豆島町議会からも提出しております道路特定財源を堅持するためだけの意見書とは違います。今回の意見書は、道路特定財源の見直しに関する具体策として、道路特定財源の一般財源化も含めて検討をされております国の道路整備中期計画の中で、地方部の道路整備の実情や地方自治体の財政状況にも十分に配慮された道路整備中期計画の確実な達成などのためにやむを得ず道路整備財源諸税の暫定税率の延長を求める意見書でございます。私も各方面から道路特定財源の全面的な一般財源化や暫定税率の廃止、また最近のガソリンの高騰に関連して暫定税率を廃止して、ガソリン代を安くすべきなどいろいろな意見があることも十分に承知しておりますが、本日提案しております意見書の中にもございますような小豆島町内の道路事情の中で、町民の安全で快適な生活や町の基幹産業であります観光産業や食品産業のより一層の活性化など総合的に考えますと、町議会としましては当然の意見であると判断しますことから、この意見書の提出に賛成をいたします。以上です。

議長（中村勝利君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第8号は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（中村勝利君） 起立多数です。よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議員派遣について

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出書が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第119条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申し出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、申し出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 1 1 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 1 2 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 1 3 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 1 4 閉会中の継続調査の申し出について

議長（中村勝利君） 次、日程第11、日程第12、日程第13及び日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、日程第12、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長、内海ダム特別委員長及び交通問題特別委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成19年第4回小豆島町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員